新型コロナウィルス感染症に関わる受験に際しての注意事項等と入学検定料返還について

2020 年 8 月 7 日
立命館大学大学院課

１．入学試験当日の注意事項について

①試験当日はマスクを持参してください。

②試験会場へ向かう前に自宅等で検温を行ってください。もし、発熱（37.0 度以上）や咳等の症状がある場合には、各研究科へ連絡してください。

③試験室への入退出時は、備え付けのアルコール等で手指を消毒してください。

④試験場内では、原則マスクを着用してください。

⑤休憩時間の他者との接触、会話を極力控えてください。昼食時にマスクを外した状態での会話は絶対に止めてください。

２．新型コロナウィルス感染症が疑われる場合の受験自粛のお願いについて

他の受験生への感染拡大防止の観点から、新型コロナウィルス感染症に罹患している場合、試験日直前に保健所等から新型コロナウィルス感染症の濃厚接触者に該当するとされた場合は受験をお断りしています。また、その疑いがある場合（試験当日に 37.0 度以上の発熱・咳等の症状が確認される場合など）は、本学の判断により受験の自粛をお願いするとともに、別日程で受験いただくなどの代替措置をご案内することがあります。なお、代替措置をとることができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

３．入学検定料返還を求める事由の追加

納入された入学検定料は原則として返還しませんが、入学試験要項(別冊)に記載のとおり、以下の事由については入学検定料を返還することとしています。

①入学検定料を支払ったが、所定の期日までに出願書類を一切提出しなかった場合

②入学検定料を支払い、出願書類を提出したが、本学が出願を認めなかった場合

③入学試験要項に記載されている試験日（予備日を含む）と異なる日に試験を執行する場合において、試験の受験が困難であることを前日までに申し出た場合

④入学検定料を所定額より多く支払った場合（二重払いを含む）、ならびに入学検定料の納入が不要にもかかわらず支払った場合

⑤ 日本の学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ･はしか等）に罹患した場合（診断書の提出が必要です）

ただし、新型コロナウィルス感染症の影響で受験が困難になる場合を考慮して、2020 年度中に実施する入学試験に限り、上表の①～⑤に加えて、次のいずれかに該当する場合も入学検定料の返還を認めます。

①国、自治体等から発出されている行動制限により、指定の受験場所へ来ることができず、受験できないことを試験前日までに申し出た場合（日本への入国制限、自治体等による外出自粛

要請のほか、濃厚接触者としての指定等保健所からの指示を受けている場合など） ②保健所等から濃厚接触者に該当するとされた場合、またはその疑いがある場合（試験当日に37.0 以上の発熱・咳等の症状が確認される場合）で本学が受験の自粛をお願いした場合。

以上